

平成26年 第1回臨時会

浪江町議会会議録

平成26年2月3日 開会

平成26年2月3日 閉会

浪江町議会

平成26年第1回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（2月3日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
閉会の宣告	9

浪江町告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成26年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成26年1月24日

浪江町長 馬 場 有

- 1 期 日 平成26年2月3日（月） 午前9時

- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地
（二本松市平石高田第二工業団地内）
浪江町役場 二本松事務所

- 3 付議事件
 - （1） 工事請負契約の締結について（浪江町役場本庁舎空調設備修繕工事）

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

第 1 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成26年第1回浪江町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

平成26年2月3日(月曜日) 午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第1号 工事請負契約の締結について(浪江町役場本庁舎空調設備修繕工事)

出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
副町長	渡邊文星君	教育長	島山熙一郎君
総務課長	谷田謙一君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	岩野善一	書記	清水佳宗
	中野夕華子		

○議長（小黒敬三君） おはようございます。東日本大震災から、2年11カ月が過ぎようとしております。平成26年第1回臨時会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対して、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立ください。黙とう。

[黙とう]

○議長（小黒敬三君） ありがとうございます。ご着席ください。

◎開会の宣告

○議長（小黒敬三君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第1回浪江町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（小黒敬三君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小黒敬三君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小黒敬三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、5番、平本佳司君、6番、松田孝司君、7番、山崎博文君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小黒敬三君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第3、議案第1号 工事請負契約の締結に

ついて（浪江町役場本庁舎空調設備修繕工事）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第1号 工事請負契約の締結について（浪江町役場本庁舎空調設備修繕工事）ご説明をいたします。

本案は、浪江町役場本庁舎空調設備修繕工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社ナミエ設備、代表取締役鈴木貞夫と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、総務課長より説明させます。

○議長（小黑敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） それでは議案により説明を申し上げます。

議案第1号 工事請負契約の締結について（浪江町役場本庁舎空調設備修繕工事）ご説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年浪江町条例第18号）第2条の規定に基づき、下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成26年2月3日提出、浪江町長、馬場有。

契約の目的であります。浪江町役場本庁舎空調設備修繕工事であります。

施工箇所は、浪江町大字幾世橋字六反田7番地2であります。

契約の方法につきましては、指名競争入札であります。

契約金額であります。6,372万円あります。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は472万円あります。

契約の相手方ではありますが、福島県双葉郡浪江町大字酒田字東三丁目17番地の2。

株式会社ナミエ設備、代表取締役 鈴木貞夫でございます。

工期につきましては、議会の議決を得た日から平成26年6月6日であります。

続きまして、参考資料1に基づきまして、工事の概略について説明いたします。目的であります。浪江町役場本庁舎の空調設備は、東京電力福島第一原子力発電所事故で、修繕及びメンテナンスを2年11カ月間実施できませんでした。

現在は、一時立入をする住民や、本庁舎で復旧復興業務を行うため帰庁した職員のために、冷暖房運転をできるだけの最低限の状態となっております。

しかし、空調設備の運転等を庁舎内管理室で管理することができず、異常があった箇所が確認できないなど、液晶画面で集中的な操作ができない状態であること。または庁舎内を循環している水を冷やしたり、温めたりする「吸収冷温水機」の破損や、空調の風量が庁舎、執務室でコントロールできない等、多数の不具合があり、正常な運転ができなく本庁舎での業務に支障をきたす状況が続いております。

本工事は、これら空調設備の破損箇所を修繕し、正常な状態で運転ができるよう修理するものであります。

次の参考資料2は本庁舎1階の平面図となっております。図面の上のほうが北になっておりまして、北側出入口を入れて左側が管理室となっております。太枠で囲ったところでありまして。ここに、監視装置が設置してありまして、庁舎内の空調設備の管理をしております。また、図面右側の太枠で囲ったところは、機械室となっております。空調機、冷温水ポンプなど、主要な機器が設置してあります。

以上であります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明が終わりました。
質疑は後ほど行います。

○議長（小黒敬三君） ここで委員会審議のため暫時休議いたします。
(午前 9時06分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午前 9時16分)

○議長（小黒敬三君） 日程第3、議案第1号 工事請負契約の締結について（浪江町役場本庁舎空調設備修繕工事）の質疑を行います。
質疑ありませんか。
16番。

○16番（馬場 績君） 何点かお尋ねいたします。お尋ねする前にあえて言う必要もないことかもしれませんが、役場本庁舎空調設備修繕工事については、11月の臨時議会で議長の兼業禁止に絡む問題で否決された案件であります。かかる事態で再度臨時議会ということについては、議会を構成する一人として遺憾に思っているところではあります。

その上で、2点ほどおただしをいたします。指名競争入札ということですが、今回の参加業者名と予定価格について明らかにしてい

ただきたい。

それから第2点は、議案の説明資料にもありましたけれども、吸収冷温水機の破損ということなど修改善の工事でありますけれども、この機器の破損というのは修繕で済むものなのか。それともいわゆる本体交換になるのか。私は素人ですからわかりませんが、いろいろ吸収冷温水機等の破損、それに伴う全体の修繕という工事をナミエ設備の技術を持ってして可能なかどうかという聞き方も大変失礼なわけですが技術上の問題はないのか。確保すべき専門職等の配置等も含めて問題はないのかということについてお尋ねいたします。お答えください。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） それではお答え申し上げます。

まず入札関係の業者名、さらに予定価格でございます。業者名が6社でありました。株式会社ナミエ設備、株式会社叶屋、株式会社小黒設備工業、株式会社泉田組、東北工業建設株式会社、横山建設株式会社、この6社でございます。

予定価格は、税抜きで6,050万円でございます。

次、修繕か本体交換かということでございますが、ものによりまして交換しておるものもございます。更に修繕しているものもあるという内容でありまして、例えば中央監視装置でありましたら交換とか、そういうものによつての交換もございます。

さらに、落札業者で可能かということなのですが、許可を受けた業者ということでの入札を行っておりますので、それは可能ということでございます。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第1号 工事請負契約の締結について（浪江町役場本庁舎空調設備修繕工事）を採決いたします。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よつて、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（**小黑敬三君**） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、平成26年第1回浪江町議会臨時会を閉会いたします。

（午前 9時27分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

浪江町議会議長 小 黒 敬 三

署名議員 平 本 佳 司

署名議員 松 田 孝 司

署名議員 山 崎 博 文